

6. 王寺工業高校 いじめ防止基本方針

はじめに(学校の方針について)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒等一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条)

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

(小学4年生から中学3年生までの6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれている。国立教育政策研究所のいじめ追跡調査2016-2018)

いじめの加害生徒等・被害生徒等は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織<いじめ防止対策推進法 第22条>

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、教頭・生徒指導部長・生徒指導部副部長・人権教育部長・教育相談係・養護教諭・学年主任・各科長からなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を次の通り定める。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ防止対策委員会① 教員研修	学年会議 (生徒の情報交換)	模範意識等講演会	いじめ防止対策委員会②	いじめ問題職員研修	学年会議 (生徒の情報交換) いじめ防止対策委員会③
未然防止	1年人権HR (アンケート) クラブ紹介・見学会 (クラブ加入奨励期間)	全学年人権HR 生徒会挨拶運動	生徒会挨拶運動	生徒会挨拶運動		生徒会挨拶運動 2年修学旅行 1・3年校外学習
早期発見	個人面談期間		家庭訪問期間	生徒対象いじめアンケート調査① 三者面談		個人面談期間
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修			職員研修 いじめ防止対策委員会④	いじめ防止対策委員会⑤		いじめ防止対策委員会⑥ ・まとめ ・次年度計画
未然防止	公開授業週間 文化祭	秋の人権全校集会		全学年人権HR	2年 デートDV防止出前授業 1年献血セミナー	入学者説明会
早期発見		教育相談週間 生徒対象いじめアンケート調査②	三者面談 保護者アンケート調査		生徒対象いじめアンケート調査③ 生徒の意識調査	

3 いじめの問題への取組

(1) 未然防止

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・ 分かりやすい授業、きめ細やかな指導により、生徒の「自己肯定感」を育む。
 - ・ 生徒が「自己有用感」を持つことができるような、委員会活動や学校行事等の企画・運営を行う。
 - ・ 部活動・ボランティア活動を奨励し、生徒の「居場所」をつくり、さらに生徒同士または教師・生徒間の「絆」をつくる。
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・ 「人権を確かめあう日」の取組・人権講演会・人権HRを通して、人権意識を高める。
 - ・ 講演会や出前授業を通して、規範意識の向上と道徳心の醸成を図る。
 - ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、日々の生徒への指導のあり方に細心の注意を払う。
- 情報教育の充実
 - ・ 情報モラル教育の推進
 - ・ フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発

- 生徒等の様子の把握
 - ・ 学年初めの個人面談期間において、共感的生徒理解につとめ、生徒が悩み事を相談しやすい信頼関係の構築に努める。
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・ 6月の家庭訪問において、保護者から、生徒の家庭での様子を聞き、今後担任に何でも相談してもらえる関係をつくる。
 - ・ 地域への情報発信と西和警察署・西和地区防犯協会など関係機関との連携を行う。
 - ・ 西和地区の中学校との情報交換を行う。
 - ・ 体育大会・文化祭・王工教育週間などの学校行事において、保護者や地域の方に多く来校していただき、生徒の様子をみてもらい、いろいろな意見・感想をいただく。

(2) 早期発見

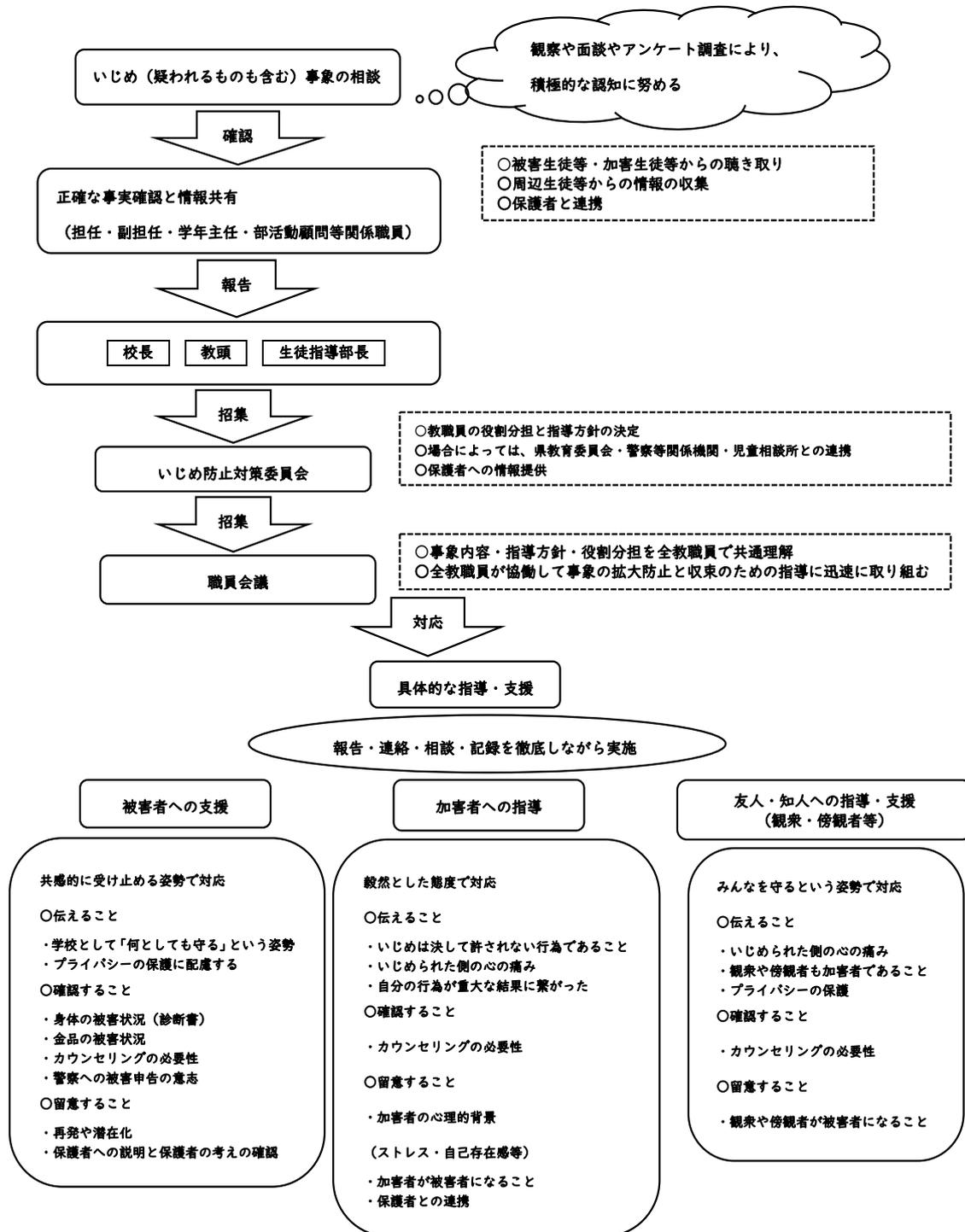
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われていたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。そのために次のような取組を行う。

- 情報の収集
 - ・ 校内職員研修の実施を行い、事例研究に努める。
 - ・ 校外で行われる研修会へ積極的に参加し、個々の研修内容を報告する機会を設けて、全教職員の力量を高める。
 - ・ 過去のアンケートによるといじめは休み時間に起こっているケースが多いことから、昼休みに行っている校内巡視を継続し、教室内の生徒の様子も観察する。
 - ・ 生徒等、保護者、地域からの情報収集に努める。
 - ・ 学年初め・7月・12月の定期的な面談において、情報収集をする。
 - ・ 生徒対象のアンケート調査を各学期に1回実施する。
 - ・ 保護者へのアンケート調査を12月に実施する。
 - ・ 過去のアンケートによると部活動内でいじめがあったケースもあることから、部顧問の教師が、部活動中はもちろん準備・かたづけ・移動などの様子にも注意を払う。
 - ・ 本校では過去、実習中の生徒の様子をみて、いじめの早期発見をした例もあるので、担当教師が変わったことに気づいたら、ためらわずに担任に報告する。
- 相談体制の充実
 - ・ 毎日昼休みに教育相談室を開放し、どんな相談にも対応する。
 - ・ 火曜日・木曜日の放課後、スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。
 - ・ 校外のいじめ相談窓口を「生徒指導通信」などで生徒に周知する。
- 情報の共有
 - ・ 職員会議などにおいて要配慮生徒等の情報共有を行う。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、**特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う(フローチャートは次ページ)**。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対応するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

組織対応の流れ（重大事態以外）



(4) 再発防止

いじめは再発しやすく、また被害者と加害者が入れかわる事象も報告されていることから、早々に解決したと判断せず継続的に指導と観察を行っていく。情報共有のため記録を残し、学年会議・職員会議において事後報告をしていく。

4 重大事態への対応（フローチャートは次ページ）

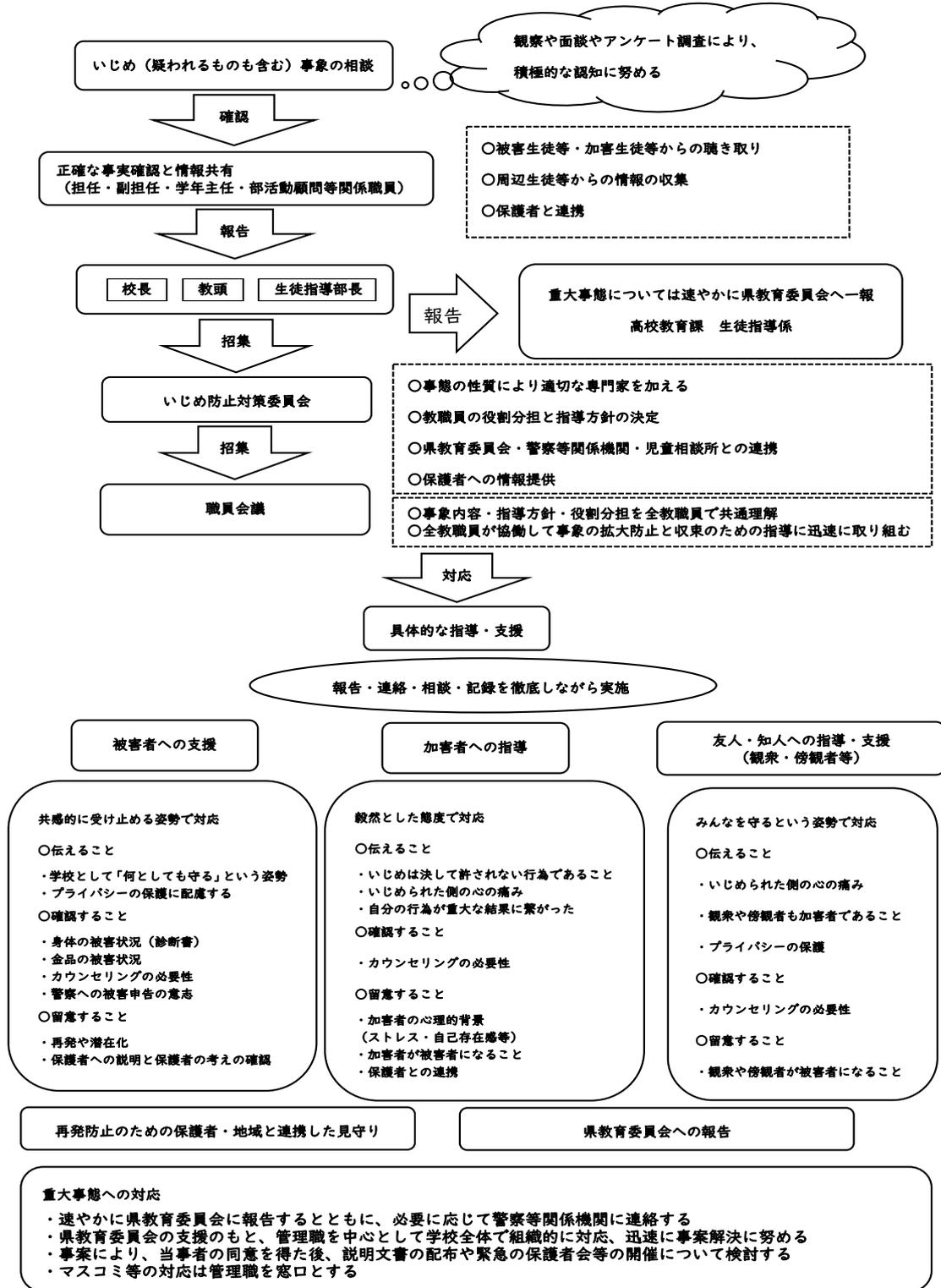
次のようなケースを重大事態とし、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

- ① 生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
（生徒が自殺を企図した場合など）
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合
（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手）
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

5 その他

- いじめ防止のため、学校いじめ基本方針をホームページ上に情報発信する。
- あらゆる機会を通じて、家庭や地域等からの情報・意見も聴取する。
- いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、基本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ防止対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

組織対応の流れ（重大事態）



なお、事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。